

会議録

会議名	東松山市人権施策推進審議会						
開催日時	令和6年7月11日（木）		開会	午後1時55分			
開催場所	東松山市総合会館301会議室						
会議次第	1. 開会 2. 挨拶 3. 自己紹介 4. 議題 「東松山市人権施策推進指針に係る実施計画の進捗状況について」 5. その他 6. 閉会						
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		1人		
非公開の理由 (非公開の場合)							
委員出欠状況	会長	吉澤 熱	出席	委員	大澤 嘉彦		
	副会長	田中 辰也	出席	委員	加治 園子		
	委員	赤沼 三枝子	出席	委員	川上 嘉久		
	委員	池永 和美	出席	委員	小藤 恵美子		
	委員	石川 富之	出席	委員	高岡 光一		
	委員	岩本 敦裕	出席	委員	俎木 久和		
	委員	大久保 栄利	出席	委員	吉野 和恵		
事務局	人権市民相談課長 松崎一祐						
	人権市民相談課副課長 渡邊憲一						

次 第	顛 末
1 開 会	松崎課長
2 挨 捶	吉澤会長
3 自己紹介	委員及び事務局
4 議 題	<p>(議長 吉澤会長)</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。初めに、東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱第8条の規定により、私から本日の会議の会議録署名委員を指名させていただきます。今回の会議録署名委員は、岩本委員、赤沼委員にお願いいたします。</p> <p>次に、同要綱第3条の規定により、会議の公開についてお諮りいたします。この会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">— 委員の同意あり —</p> <p>それでは、ご異議がないということですので本日の会議は公開することといたします。事務局に確認ですが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p> <p>(事務局 松崎課長)</p> <p>傍聴希望者が1名いらっしゃいます。</p> <p>(議長 吉澤会長)</p> <p>傍聴される方に入室を案内してください。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入らせさせていただきます。</p> <p>議題「東松山市人権施策推進指針に係る実施計画の進捗状況について」事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>・東松山市人権施策推進指針に係る実施計画の</p> <p>(事務局 渡邊副課長)</p> <p>東松山市人権施策推進指針に係る実施計画の令和5年度実績及び期末評価について、続けて令和6年度の指標及び目標値の設定につい</p>

進捗状況について	て報告・説明。
	(議長 吉澤会長) 事務局から、令和5年度実績及び期末評価について、そして令和6年度の指標及び目標値の設定について、一括して説明がありました。 まず、令和5年度実績及び期末評価について、何かご意見、ご質問などがあればお願ひいたします。
	(岩本委員) 資料1の表紙裏に、事業の期末評価の付け方について説明がありますが、なぜ「○」なのか、また、「○」になるのか、疑問に思った所が数か所ありました。例えば施策の10番ですが、目標数値に対し、実績が倍の結果であるのに「○」の評価が付けられています。
	(事務局 渡邊副課長) 評価につきましては、それぞれの施策の担当課で記入を行っておりますが、達成の度合いの基準について曖昧ですので、達成率などによる基準を設け、評価するよう改善いたします。
	(大澤委員) 人権市民相談課で行っている相談事業について、主観的なことになりますが、相談された方は満足されているでしょうか。
	(事務局 渡邊副課長) 様々な相談があるため、全ての方が納得のいく結果というのは難しいことですが、丁寧な応対により相談内容をしっかりと把握するよう努めています。また、急を要する内容や人権市民相談課のみでは解決できないことも多いため、関係機関等に相談を繋ぐ場合は、当日中に連携できるよう対応しております。
	(大澤委員) 今年度は「人権に関する意識調査」が行われると思いますが、県内の7つの郡市でなるべく統一した設問となるようお願いしたい。

(事務局 渡邊副課長)

比企郡市の市町が共同で行う「人権に関する意識調査」ですが、現在、入間郡市や秩父郡市と打合せ等を行い、意識調査の準備を進めています。

(但木委員)

先程、岩本委員からの質問でもありました評価の付け方に關して、各担当課ではどのようなメンバーが評価するのか。担当者のみか、責任者が行うか等で評価の在り方が違ってくると思われます。達成度を見る時に、その評価が大きな意味を持つと思いますので、評価の仕方を教えていただきたい。

(事務局 渡邊副課長)

評価につきましては、各課の担当者が行い、課長までの決裁を経て人権市民相談課へ報告がされていると認識しております。

(但木委員)

評価によって翌年度以降の計画に影響が出てくると思いますので、評価の仕方にぶれがないようお願いします。

(事務局 渡邊副課長)

各担当課で評価を付けるにあたって、分かりやすい基準を設けたいと思います。また、取組に対する丁寧な報告を行い、計画の進捗管理を行ってまいります。

(田中副会長)

評価で「△」が付いている施策の24について、指標内容が「ふれあい教室から学校への部分復帰率」とあります。これは不登校の児童生徒のことですが、不登校の子どもを学校の現場に復帰させることが目標というのを疑問に思いました。色々な悩みや家庭環境の問題を抱えている子どもを「ふれあい教室」で受け入れております。無理に学校へ復帰させることを目標にしているものではないと思います。ふれあい教室に通うこと自体が意義あることだと私は思っております。指標自体に無理があると感じました。

(事務局 渡邊副課長)

担当課へ、いただいたご意見を伝えます。また、令和6年度の指標内容も継続したものであることから、担当課で検討してもらいます。

(議長 吉澤会長)

事務局に確認ですが、指標内容の変更は可能なのでしょうか。

(事務局 渡邊副課長)

計画の達成状況について本審議会に報告し、そこでのご意見等を踏まえ、見直しや改善を図ることとしておりますので、可能であると認識しております。

(俎木委員)

復帰した子どもたちが、継続して登校できていることの方が大きな意味合いがあると思います。何パーセントの子どもたちを復帰させるということより、子どもたちにとって、より良い復帰の仕方を探る、そういういたたなををしていただけたとありがたいと思いました。

(議長 吉澤会長)

ありがとうございました。新たな令和6年度からの指標内容に関する御意見も出てきておりますので、ここからは令和6年度の指標及び目標値についても、併せてご意見などをいただきたいと思います。

(高岡委員)

施策2の「いじめ防止のための取組の実施」及び施策5の「情報モラル教育の推進」に関連してですが、インターネットいじめが話題として取り上げられております。文部科学省の2022年の調査を見ると、中学校のいじめ全体の中でインターネットによるものが10.2%を占め、喫緊の課題であると言っております。今は小学生もどんどんインターネットを使いますので、深く考えずに相手が傷つく様なことをメールしてしまうことが起こります。この情

報モラル教育の中にもそうした対応は含まれているものと思いますが、実施計画書の中で具体的な対策などの記載があればよいと思いました。

(事務局 渡邊副課長)

実施計画の指標内容や主な取組に、具体的な対策などを載せることは難しいと考えますが、指標内容である「いじめ問題対策連絡協議会」では、インターネットを含めた色々な事例等を含めて協議を行っていると認識しております。

(議長 吉澤会長)

いじめ問題対策連絡協議会では、インターネットによるいじめについても協議されております。

(高岡委員)

今後どんどん増えていく危険性があると感じておりますので、何か手が打てればと思っております。

(大澤委員)

前は「インターネット」という名詞が載っていたと思います。いじめや差別など、インターネットが原因のものが多いと感じております。学校では子ども一人一人がタブレットをもっていますので、使い方の指導も交え、モラルの育成が必要だと思います。

今年の5月10日に「情プラ法」(通称)ができ、削除要請がある程度簡単にできるようになったので、来年度はそれも少し追記していただきたい。北海道の旭川でいじめに関連した情報が、本来黒塗りにならなければいけない箇所が、そのままインターネットに流れてしまい、教育長さんが削除要請するというニュースがありました。個人情報をさらされてしまう訳ですので、非常に気をつけなければいけないことだと思います。

(事務局 松崎課長)

インターネットに関する問題は、子どもに限らず全世代で色々な問題があると認識しております。令和6年度からの新たな実施計画

の中では、全ての項目にあります「人権施策の分野」の中で、インターネットに関連した問題であれば、「インターネット」の欄に「○」を表示しております。

(事務局 渡邊副課長)

令和6年3月に策定（改定）しました、人権施策推進指針のなかで、分野別人権施策の推進の項目の一つとして「インターネットによる人権侵害」を設けており、現状と課題や施策の展開方向を示しておりますので、ご確認いただければと思います。

(田中副会長)

事務局から説明がありました、人権施策の分野の項目に関して、施策2の「いじめ防止のための取組の実施」について、インターネットの項目でチェックが漏れていると思います。それから、施策5の「情報モラル教育の推進」についてですが、情報モラルとは、インターネットやSNSを使う時の道義的なことを教えることだと思います。その中に他人への誹謗中傷などいじめ問題が入っているのだと思います。ですので、例えば指標内容を、「情報モラル授業の中で他人への誹謗中傷等に触れる」などとする。この計画は、人権施策に関するものでありますので、「情報モラル教育」だけでは人権施策ではないと思うので、情報モラル教育の授業を実施する、その中に「SNSへの誹謗中傷をさせないような指導をする」等、そうした文言があれば人権教育になると思いました。

(議長 吉澤会長)

これについては、担当課にご意見があったことを伝えて下さい。

(事務局 渡邊副課長)

承知しました。

(議長 吉澤会長)

他に質問はございますか。

ないようですので、質疑を終了といたします。

以上で、議長の座を解かせていただきます。

	委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
5 その他	<p>(事務局 松崎課長)</p> <p>続きまして、次第5「その他」ですが、事務局から報告がございます。</p> <p>(事務局 渡邊副課長)</p> <p>本市の「地方再犯防止推進計画」の策定に関し、東松山市地域福祉計画策定委員会において、「第三次東松山市地域福祉計画」の中で策定を進めて行くことを報告。</p> <p>(事務局 松崎課長)</p> <p>説明のありました「地方再犯防止推進計画」の策定に関し、委員の皆様から質問等、何かございますでしょうか</p> <p>— 特になし —</p>
6 閉会	(事務局 松崎課長)

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和6年 7月26日

署名委員

岩本 敦裕

署名委員

赤沼 三枝子